

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第33号

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則（平成4年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手続の指定) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3項及び第33条第1項の規定による許可の申請又は届出 (7)から(17)まで <省略> (審査会の会議) 第8条 <省略> <u>(審査会の招集の特例)</u> 第8条の2 <u>会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、又は賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。</u>	(手続の指定) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3項及び第33条第1項の規定による許可の申請 (7)から(17)まで <省略> (審査会の会議) 第8条 <省略>

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合  
について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。